

研究機構・研究と報告 NO. 130

Jichiroren Institute of Local Government 2018・11・26

自治労連・地方自治問題研究機構:FAX: 03-5940-6472 <http://www.jilg.jp/>

〒112-0012 東京都文京区大塚4-10-7 自治労連会館3F

老人医療無料化発祥の地～旧沢内村（現・西和賀町）で、「いのちの灯」 建立 35 周年の集いを開く

（NPO 法人「輝け『いのち』ネットワーク」 代表 高橋典成）

1. 「憲法の生存権を保障するために、無料化を実施する」「いずれ国は後からついてくる」～深沢晟雄村長（当時）

「いのちの灯」 建立 35 周年の集いが、10 月 14 日(日)岩手県西和賀町沢内で開催されました。「いのちの灯」とは、老人医療費無料化発祥の地の記念碑です。

岩手県旧沢内村で 65 歳以上の高齢者に、全国で初めて老人医療費無料化を実施したのは 1960(昭和 35)年 12 月 1 日のことです。

これを実施しようとした沢内村に対して、県は法律違反だから中止を求めたのです。当時の国民健康保険法では自己負担 5 割だったのです。その自己負担分を村が肩代わりして無料にすることは法律違反だとの見解だったのです。この時、村長の深沢晟雄(村長在任 1957 年～1965 年)は、「憲法では、すべて国民は健康で文化的な生活が保障されているはず、それが実現できていない状況の沢内村では断固無料化を実施する。」と憲法の生存権を主張し、裁判も辞さないと言い切ったのです。「本来国民の生命を守るのは国の役割、いずれ国は後からついてくる」の立場だったのです。

深沢晟雄の言う通り東京都など全国の自治体に波及し、1973(昭和 48)年には国の制度になったのです。しかし、1983(昭和 58)年の老人保健法施行に伴い事実上有料化に戻っていくのです。このような中でも沢内村は無料化を堅持したのです。

この沢内村の姿勢を支持し支援する全国の人たちの呼びかけで「老人医療費無料化発祥の地」を顕彰する記念碑が、1983 年 12 月 1 日に沢内病院前庭に建立されたのです。この

記念碑は「いのちの灯」と命名され、以後毎年全国から関係者が集まり「いのちの灯の集い」を開催してきたのです。今回は、建立 35 年目であり記念の集いを開催したものです。

集いは「碑前集会」「いのちを考える作文コンクール」「シンポジウム」「全国交流会」の 4 部構成で実施し、全国から 100 名の参加がありました。

2. 生命尊重の行政を、昔語りにしてはいけない

碑前集会で私は、主催者として次のことを述べました。

旧沢内村が掲げてきた「生命尊重」「いのちの大切さ」を昔語りにしてはいけない。今、超高齢社会で西和賀町は高齢者が半分を占める状況になっています。全国を見ても経済格差が広がっています。高齢者の自殺も増えていきますし介護問題も深刻です。障がい者の働く場が少ない、児童虐待も極限状態に増大しています。しかし、最近の風潮は自己責任、共助が強く言われています。まずは自分で頑張りましょう、地域で支え合いましょうということで公的責任はどんどん後退しています。かつての沢内村は、「健やかに生まれ、健やかに育ち、健やかに老いる」ことを公的責任と住民との協働の力で成し遂げてきたのです。公立病院を維持し医療費の無料化もその一環だったのです。そのことを考える集いにしましょうと。

35 周年の経過報告を 2 人が行いました。

元沢内病院長の増田進氏は「村民の暮らしやニーズを把握し、村の人が困っていることを解決するため保健と医療を連携させ、それが結果的に福祉の役割も果たした包括的体制」の実践を述べました。

金沢大学名誉教授井上英夫氏は「いのちの格差が顕在化している中、沢内村の生命尊重行政が今こそ輝いている。沢内村の経験を学び全国に広げていきましょう」と訴えました。

3. 小中高生に「いのち」を考える作文コンクール

いのちの大切さを考える作文コンクールを、小中高校生対象に行いました。募集範囲を全県とし約 70 編の応募がありました。深沢晟雄資料館開館 10 周年記念事業として NPO 法人深沢晟雄の会が主催したものです。

小学生最優秀賞に西和賀町立湯田小学校 4 年田村咲穂さん、中学生最優秀賞に西和賀町立湯田中学校 1 年武田華奏さん、高校生最優秀賞に岩手県立青松支援学校 3 年 及川瑞揮くんが選ばれました。

審査委員長の作家 高橋克彦氏は「これだけの子どもたちが命に向き合ってくれたことに驚いた。この気持ちを持ったまま成長してくれることを願う。入賞作以外もレベルも高く今後も続けてほしい」と講評しました。

4. 「旧沢内村が果たしてきたこと、これからの地域包括ケアのあり方」をテーマに、シンポジウムを開催

「旧沢内村が果たしてきたこと、これからの地域包括ケアのあり方」をテーマに、前半を西和賀町の現状報告、後半は旧沢内村以来西和賀町と係わってきた研究者から次の提案がありました。

(1) 西和賀町の現状について

西和賀町健康福祉課長 深澤千里氏

～ 高齢化率、介護保険料が岩手県一高くなった。介護予防や生きがいを高める活動が大切になっている。小地域ごとのサロン活動を充実すると共に西和賀ご当地体操を普及していきたい。

西和賀町社会福祉協議会事務局長 広田 宏氏

～ 地域福祉活動計画をつくり、地域で安心して暮らせる地域の実現を目指している。特徴的なボランティア活動であるスノーバスターズ、ハウスヘルパー等を発展させていきたい。

西和賀さわうち病院事務長 高橋光世氏

～ 平成 26 年 10 月新築移転した西和賀さわうち病院を核に保健、福祉との連携を図り地域包括ケア体制の役割を果たしていきたい。

(2) 西和賀町への期待

三育学院大学名誉教授 名原壽子氏

～ 深沢晟雄沢内村長が目指したように、旧湯田町の特性と旧沢内村の特性をそれぞれ生かしながら西和賀町の健康問題は何か、住民の声を反映した実態を把握し、分析して対策を諮問できる機能の構築が公的整備も含めて期待される。

新病院が建設された現在、沢内村当時以上の仕組みづくりが期待される。即ち、保健、医療、福祉、介護サービスが住民のすべてを対象に切れ目なく提供できる組織と拠点づくりの実現である。予防こそ最大の医療と考えた深沢晟雄氏の生命尊重の理念にのっとっての政策が期待される。

明治学院大学名誉教授 河合克義氏

～ 高齢化が進む中で社会的孤立、貧困が進んできている。すべての人たちの文化的生活が求められている。介護保険の予防は社会保険としての予防で全住民を対象にしたものではない。全住民の生活を守る予防の観点が消えている。

岩手県立大学名誉教授 佐藤嘉夫氏

~地域包括ケアシステムは、高齢化を意識したものになっている。高齢者が多くなってきているとして自助、共助にウエイトが高まっている。最後に公助、つまり「まず自分たちで対応し、地域で支え合う、それで対応できないときは公で」というシステムづくりである。全住民を対象にしていなくて権利性が欠如している。

5. 交流会に全国各地から参加

記念碑「いのちの灯」建立は、1983(昭和 58)年 4 月の実行委員会でスタートしました。運動の本部を日本生活協同組合医療部会(当時)に置き、現地事務局は沢内村社会福祉協議会が担当しました。約半年の短い全国運動でしたが 430 万円のカンパが集まり記念碑が 1983 年 12 月 1 日建立されました。その当時の関係者も全国から 5 名ほど参加してくれました。

交流会には 60 名が参加。福岡、愛媛、大阪、東京、金沢や東北各地からも来ていただきました。全国から広く集まったこと、学生も多かったことが特徴でした。

今回の全国交流会を通して、旧沢内村の生命尊重行政に関心を持ち、今に生かそうとしている人たちが大勢いることが確認できました。

6. 35 周年の集いを通して考えたこと

地域共生社会について

厚生労働省は「地域共生社会」という概念を打ち出しました。福祉サービスを「縦割り」から「丸ごと」へと転換する地域包括ケアを深化させたと言っています。高齢者を地域で支える「地域包括ケアシステム」から高齢者、障がい者、子どもなど全ての人々が共に暮らしと生きがいを、共に作り高め合う社会と定義しているようです。

沢内村は地域包括医療実施計画を 1963(昭和 38)年に立てています。目標は「健やかに生まれ、健やかに育ち、健やかに老いる」つまり、与えられた人間の生命が、自然死にたどり着くまで、その生命を尊重するのが自治体(沢内村)の責任であるという考え方です。このため、すべての人に包括医療サービスと文化的な健康生活を保障する。これを実現するために「沢内病院の体質改善、沢内村自治体の体質改善、村民の自己健康管理能力の向上」をすることにしています。

4 年ほど前に国が地域包括ケアシステムを提唱しました。「高齢者が要介護状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい生活を、最期まで送れるように地域内でサポートしあうシステムづくり」です。この時、私は高齢者に特化していることと行政責任が欠如していることを指摘しました。

「我が事・丸ごと」地域共生社会の実現は皆が求めていることですが、中身が住民の

助け合い活動と共助により課題の解決を図ろうとするだけで社会保障における国の責任が大きく後退していることが問題です。

沢内村が 55 年前に立てた沢内村地域包括医療実施計画を、もう一度学ぶことが今求められていると思います。

人権保障について

現在の風潮は「社会保障・社会福祉は自助、共助が基本」それで不足の場合「公助」という流れです。公が助けるという考えで、国(行政)の責任は薄れ自己責任が求められてきました。

その理由として「財政危機」が殊更強く言われ、全世代型社会保障改革のため消費増税は避けられないとして 2019 年 10 月から 10%になろうとしています。低所得者や障がい者に負担が重くのしかかってきそうで心配です。

生活が大変であると同時に、障がい者には「人権と尊厳」が踏みにじられてきた歴史があります。優生保護法下での強制不妊手術、知的障がい者への義務教育からの排除、相模原での障がい者殺傷事件等です。

深沢晟雄は 1961 年、保健活動事業夏季大学で「お年寄りを生産能力がないからと言って粗末にする、そういう姥捨て山のような考え方では社会の秩序は保たれません。」また 1963 年の保健文化賞受賞時には「人命の格差は絶対に許せない。生命健康に関する限り国家ないし自治体は格差なく平等に全住民に対し責任を持つべきである。」と言っています。今聞いても新鮮に感ずるのはなぜでしょうか。